

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

この実施要領は、仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託に関するプロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加しようとするもの（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務

（2）業務の目的

本業務は、「仁淀川町まちづくり実行計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「次期仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）」を策定する。

本業務では、各種統計データ等を活用した現状分析や既存のアンケート調査結果による意向把握等の基礎調査を実施し、その結果を基に課題を明確化し、基本目標の設定など、次期計画の策定を総合的に支援することを目的とする。

（3）業務内容

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託 仕様書による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

（4）業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 業務委託料（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4,807,000 円

※上記金額は、当該年度の予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

4. 審査委員会の設置

別途定める「仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

5. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公平な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに、随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行うことができるものとする。

6. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 過去10年間において、本業務と同種（又は類似した）の契約実績がある、もしくはその能力を有していること。
- (2) 「別添仕様書 4 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- (3) 参加申込書の提出時点において、本町の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 事業実施にあたり専任担当者を配置し、本町との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、県、仁淀川町及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (8) 「仁淀川町暴力団排除条例」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 又は、同条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (9) 法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (10) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

7. プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル募集開始	令和7年5月12日（月）
参加申込及び資格確認書類提出期間	令和7年5月12日（月）から 令和7年5月23日（金）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑受付期間	令和7年5月12日（月）から 令和7年5月16日（金）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑回答期限	令和7年5月21日（水）
参加資格結果通知	令和7年5月27日（火）
企画提案書及び関連書類の提出期限	令和7年6月20日（金）16時まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年7月2日（水）予定
審査結果通知	令和7年7月4日（金）予定
契約締結	令和7年7月初旬（予定）

※日時に変更が生じた場合は、改めて通知する。

8. 質疑と回答

質疑は、令和7年5月16日（金）16時（厳守）までに別紙様式4（質疑書）に記載し、電子メールに添付して提出すること。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

電子メールアドレス：kikaku@town.niyodogawa.lg.jp

質疑に対する回答は、令和7年5月21日（水）16時までに仁淀川町役場ホームページの当該プロポーザルの欄に随時公開する。

9. 参加申込及び参加要件の確認

プロポーザルの参加を予定している事業者は、別紙様式1による参加申込書に資格要件の確認書類（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）を添えて申込みをすること。参加申込に当たっての提出書類については次表のとおりとする。

【提出書類、様式及び提出部数等】

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式1	A4縦	1部
2	資格確認書類（会社概要書）	別紙様式2	A4縦	1部
3	資格確認書類（業務実績書）	別紙様式3	A4縦	1部

(1) 参加申込書

①提出方法：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）

②提出期限：令和7年5月23日（金）16時必着

③提出先：〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎200番地

仁淀川町役場 企画振興課（担当：川村、西岡）

TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571

(2) 参加資格結果の通知について

仁淀川町企画振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類の確認が完了した後、確認結果を令和7年5月27日（火）までに参加申込者へメールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して、5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面にて回答する。

10. 企画提案書等の作成要領

企画提案書の提出にあたっては、仕様書を熟読のうえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書の提出

- ①提出方法：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）
- ②提出期限：令和7年6月20日（金）16時必着
- ③提出先：〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町役場 企画振興課（担当：川村、西岡）
TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571

(2) 提出書類

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、6部（正本1部、副本5部）を提出すること。
審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を正本（1部）のみに記載し、他の5部には社名等を表示しないこと。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	備考
1	企画提案書表紙	A4・自由	
2	（業務実績：様式3）	A4・自由	参加申込で提出が必要
3	業務実施体制（様式5）	A4・自由	
4	実施スケジュール	任意様式、1枚まで	
5	企画内容	A4・自由	
6	見積価格	A4・自由	

(3) 提出書類の作成方法

- ①A4 縦片面（A3 判の折り込み可）15枚以内（表紙除く）にまとめること。カラー可とし、文字数は10.5ポイント以上、フォントは参加者の任意とする。
- ②表紙を除いて、文字の各ページには、ページ番号をつけること。
- ③1～6は順番に重ね、1組ごと左上一箇所をホチキス留めして提出すること。

(4) 企画提案書のポイント

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、以下の内容について記載する。なお、様式は自由とする。

- ①企画提案書表紙

表紙をつけること。

②業務実績

過去10年以内に、本業務における同種もしくは類似業務の契約実績を有する者であること。

※参加申込書に添付した、契約書の写し又は完了検査合格通知書の写し等は不要とする。

① 業務実施体制

ア 業務を執行するうえでの管理責任体制、業務執行体制などについて、表またはフロー図等を用いてわかりやすく示すこと。表やフロー図等の中には、業務責任者や実務担当者の氏名を明記し、その役割分担について明らかにすること。

イ 実務にあたる関係担当者については、別紙 業務実施体制（様式5）に記載し、提出すること。

② 実施スケジュール

令和7年7月の業務履行開始（予定）から令和8年3月31日までを想定したスケジュールについて、業務ごとに提案すること。

③ 企画提案

別添業務委託仕様書の内容を網羅し、提案項目について貴社の考え方を分かりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成すること。

④ 見積価格

見積価格については、仕様書の業務内容や提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

(5) 企画提案にあたっての留意事項

①企画提案書は1者1提案とする。

②提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内のみ可能とする。

③企画提案書の分割提出は認めない。

④提出された企画提案書が次項に該当するときは無効になる場合がある。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提案方法等が本要領の規定に適しないもの

⑤審査にあたり、追加書類の提出を求める場合がある。

⑥企画提案書の審査により委託契約の候補者として選定された後、内容を変更・調整する場合がある。

11. 審査委員会（プレゼンテーション）

企画提案書について、別途定める「仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会を実施する。

別途、「審査委員会開催通知書」を参加申込書に記載された連絡先に郵送する。

- ① 実施日：令和7年7月2日（水）予定
- ② 場所：仁淀川町役場本庁内
- ③ 実施方法：対面による
- ④ 所要時間：1者あたり30分以内（プレゼン20分、質疑10分）

12. 審査結果等

審査結果は、令和7年7月4日（金）予定までに、全ての参加者に郵送により通知する。
なお、審査結果は仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

13. 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しないものとする。

（2）提出された書類は、必要に応じて複写（町役場内及び審査委員会での使用に限る）することがある。

（3）提出された企画提案書は、仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示されることとなる。なお、事業を営むうえで、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条第7条第1項第6号の規定により非開示の対象となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出するものとする。

開示・非開示の判断は別紙様式6に基づき行うものではなく、別紙様式6を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。

（4）仁淀川町は、契約者以外の企画提案書の内容については、提案者の承諾なしには利用

しない。

14. その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別紙様式7）を提出すること。
- (2) 企画提案書に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、町職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに係る不当な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、仁淀川町役場暴力団排除条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。

15. 事務局

〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

仁淀川町役場 企画振興課（担当：川村、西岡）

TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571

Mail kikaku@town.niyodogawa.lg.jp